

(4) - 4 重要な会計方針等

〔重要な会計方針〕

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式及び関連会社株式 移動平均法による原価法によっている。

2. たな卸資産の評価基準及び評価方法

仕掛道路資産 個別法による原価法によっている。

なお、仕掛道路資産の取得原価は、建設価額に用地取得に係る費用その他の附帯費用を加算した価額に労務費・人件費等のうち道路建設に要した費用として区分された費用の額及び除却工事費用等資産の取得に要した費用の額を加えた額としている。

また、仕掛道路資産の建設に充当した借入資金の利息で、当該資産の工事完了の日までに発生したものは建設価額に算入している。

原材料・貯蔵品 主として最終仕入原価法等による原価法によっている。

3. 固定資産の減価償却方法

(1) 有形固定資産

定額法を採用している。

なお、主な耐用年数は以下のとおりである。

構築物 7～50 年

機械装置 5～10 年

なお、日本道路公団から承継した資産については、上記耐用年数を基にした中古資産の耐用年数によっている。

(2) 無形固定資産

定額法を採用している。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5 年)に基づいている。

4. 繰延資産の処理方法

(1) 道路建設関係社債発行費

社債の償還期限までの期間または 3 年のいずれか短い期間で均等償却している。

(2) 道路建設関係社債発行差金

社債の償還期限までの期間で均等償却している。

5. 引当金等の計上基準

(1) 貸倒引当金

売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能額を勘案し、回収不能見込額を計上している。

(2) 賞与引当金

従業員の賞与金の支払に備えて、賞与支給見込額の当期負担額を計上している。

(3) ハイウェイカード偽造損失補てん引当金

ハイウェイカードの不正使用に伴う将来の損失に備えるため、今後、判明すると見込まれる被害額を推計して計上している。

なお、この引当金は商法施行規則第 43 条に規定する引当金である。

(4) 回数券払戻引当金

利用停止した回数券の払戻費用に備えるため、払戻実績率により払戻見込額を計上している。

(5) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上している。

数理計算上の差異については、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(15 年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌事業年度から費用処理している。

(6) ETCマイレージサービス引当金

ETCマイレージサービス制度による無料走行に備えるため、当期末におけるポイント発行残高に対する将来の使用見込額を計上している。

6. 完成工事高の計上基準

道路資産完成高の計上には工事完成基準を適用している。また、受託業務収入にかかる工事のうち、長期大規模工事(請負金額 50 億円以上かつ工期 2 年超)については工事進行基準を、その他の工事については工事完成基準を適用している。

7. リース取引の処理方法

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっている。

8. その他の財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の処理方法

消費税等の会計処理は、税抜方式によっている。

〔注記事項〕

(貸借対照表関係)

1. 子会社に対する金銭債権

短期金銭債権

16 百万円

2. 支配株主に対する金銭債権

短期金銭債権

10,004 百万円

3. 仕掛道路資産の取得原価に算入した借入資金の利息

算入額

797 百万円

4. 有形固定資産の減価償却累計額

高速道路事業固定資産

4,535 百万円

関連事業固定資産

257 百万円

各事業共用固定資産

484 百万円

合 計

5,277 百万円

5. 道路資産賃借料に係る未経過リース料期末残高相当額

一年内	477,795百万円
一年超	23,289,651百万円
合 計	23,767,446百万円

6. 担保に供している資産

高速道路株式会社法第8条の規定により、総財産を社債の一般担保に供しております。

7. 保証債務

- (1) 日本道路公団等民営化関係法施行法第16条の規定により、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構（以下「機構」）、東日本高速道路株式会社（以下「東日本高速」）及び中日本高速道路株式会社（以下「中日本高速」）が日本道路公団から承継した借入金及び道路債券（機構が承継した借入金及び国が保有している債券を除く）については、機構、東日本高速及び中日本高速と連帯して債務を負っております。

連帯債務額 11,902,554百万円

- (2) 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第15条の規定により、高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に充てるために負担した債務を機構に引き渡した額のうち、政府からの借入金を除いた以下の金額については、機構、東日本高速及び中日本高速と連帯して債務を負っております。

連帯債務額 17,600百万円

また、日本道路公団が政府から借入れをした以下の金額については、機構と連帯して債務を負っております。

連帯債務額 13,600百万円

なお、上記引き渡しにより、長期借入金が31,200百万円減少しております。

8. 関門トンネル事業履行義務債務

日本道路公団等民営化関係法施行法第13条第4項第2号の定めにより日本道路公団から引継いだ関門トンネル事業について、道路整備特別措置法施行令第3条の規定により当該事業の料金徴収総額と維持及び修繕に要する費用等の合算額が見合うことから、期末時点における国に負う未履行の義務に相当する額を計上しております。

(損益計算書関係)

1. 工事進行基準による完成工事高		131,652百万円
2. 支配株主との取引高		
営業取引	営業収益	134,698百万円
	営業費用	239百万円
営業取引以外の取引	営業外収益	698百万円
3. 1株当たり当期純利益		101円 85銭